

## 令和7年第8回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和7年10月29日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年10月29日	午前10時00分
	閉 会	令和7年10月29日	午前11時00分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名                      欠 席 0 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	島 袋 恵	出	9	真 部 卓 也	出
2	松 本 一 也	〃	10	伊 良 波 勤	〃
3	松 田 大 輔	〃	11	具 志 堅 正 英	〃
5	山 川 竜	〃	12	仲 宗 根 須 磨 子	〃
6	小 橋 川 健	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	長 濱 功	〃	14	座 間 味 栄 純	〃
8	仲 程 清	〃	15	具 志 堅 勉	〃

※ 会議録署名議員

6	小 橋 川 健	7	長 濱 功
---	---------	---	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	住 民 生 活 統 括 監	仲 宗 根 章
総 務 課 長	宮 城 健	建 設 課 長	渡 久 地 要
農 林 水 産 課 長	平 安 山 良 信	教 育 委 員 会 事 務 局 長	安 里 孝 夫

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	崎 原 誠	主 任 主 事	與 那 嶺 卓
---------	-------	---------	---------

# 議 事 日 程

10月29日（水） 1 日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	報告第9号	専決処分の報告について〈具志堅地区ファームポンド等新設工事〉 (報 告)
4	報告第10号	専決処分の報告について〈令和6年度クカルビ農道災害復旧工事〉 (報 告)
5	議案第41号	工事請負契約の締結について〈満名橋整備工事（A2橋台躯体工）〉 (議案説明・審議・採決)
6	議案第42号	工事請負契約の締結について〈本部小学校橋梁整備工事〉 (議案説明・審議・採決)
7	議案第43号	工事請負契約の締結について〈本部港（渡久地地区）屋根施設建設工事（建築）〉 (議案説明・審議・採決)
8	議案第44号	動産の買入れ契約の締結について〈スチームコンベクションオープン等購入〉 (議案説明・審議・採決)

○ **議長 具志堅 勉** ただいまから令和7年第8回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 小橋川 健議員及び7番 長濱 功議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日10月29日、1日限りの開催にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日10月29日限りの1日間に決定いたしました。

日程第3．報告第9号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。議案を提案する前に、一点だけご報告いたしたいと思っております。先週、経済と暮らしを支える港づくり全国大会が東京の砂防会館でありました。それに参加する傍ら、各都道府県、しかるべき要望・要請行動を展開しているもので、私もそういうことに歩調を合わせて要請行動を展開いたしました。沖縄振興局長に直接お会いしました。保安局長にも直接会いました。そして与野党を問わず、全国会議員の部屋に直接行って要請いたしました。1つは本部港につきましては、北部地域の玄関港であるという認識を深めるために、そのことについてしっかり訴えてあります。それに附帯して、「特に本部港についてはクルーズのバースはできているけれども、ターミナルができておりません」ということで、ターミナルの設置についてしっかりと県と連携しながら、県を支援しながら早期に設置していただきたいということ、並びに本部港の整備についてしっかりと要請できておりますので、この場を借りて報告いたしたいと思っております。

それでは議案を提出いたします令和7年第8回本部町議会臨時会におきまして2件の報告、そして4件の議案を提出してございます。その内訳ですが、専決処分の報告が2件、工事請負契約の締結議案が3件、動産の買入れ契約に関する議案が1件となっております。

説明につきましては、副町長、担当統括監、そして担当課長が行いますので、ご審議、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 具志堅 勉** 建設課長。

○ **建設課長 渡久地 要** それでは報告第9号についてご説明いたします。

報告第9号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。令和6年第8回本部町議会（定例会）で議案第66号をもって議決をされた「具志堅地区ファームポンド等新設工事」

に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和7年10月29日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いいたします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。具志堅地区ファームポンド等新設工事について、契約金額「9,834万円」を「1億127万9,200円」に変更し改定契約を締結する。令和7年10月1日、本部町長 平良武康。

本工事についてですが、293万9,200円の増額となっております。当該工事は、字具志堅地内において整備中のファームポンドの新築工事となっております。

次のページから資料を添付しておりますので、ご参照ください。資料としましては、変更箇所対照表とA3版の図面を添付しております。主な変更点としましては、土工数量、鉄筋工並びに仮設雑工等の数量の増減となっております。請負業者は、株式会社瀬底産業となっております。以上で報告を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって報告第9号の報告を終わります。

日程第4. 報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 それでは報告第10号についてご説明いたします。

報告第10号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。令和7年第1回本部町議会（臨時会）で議案第1号をもって議決をされた「令和6年度クカルビ農道災害復旧工事」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和7年10月29日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いいたします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和6年度クカルビ農道災害復旧工事について、契約金額「9,130万円」を「9,520万600円」に変更し改定契約を締結する。令和7年9月24日、本部町長 平良武康。

当該工事は、字伊豆味地内において施行いたしましたクカルビ農道におけるのり面の災害復旧工事となっております。390万600円の増額となっております。

次のページから資料を添付しておりますので、ご参照ください。資料といたしましては、変更箇所対照表、A3版の復旧計画平面図を添付しておりますので、ご参照ください。主な変更点としましては、土工数量並びに鉄筋挿入工の数量の増減となっております。請負業者は、株式会社渡久地組となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 一点だけ説明していただきたいのですが、変更箇所対照表を見たら変更額も390万円程度なのですが、ほとんど変更になっているというのは、最初の設計から何か大きな変更があったんですか。何が原因でしょうか。その説明をお願いしたいです。

○ 議長 具志堅 勉 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

当該事業は災害復旧事業になっておりまして、災害復旧事業の場合、査定を受ける段階で当初設計が詳細までできない場合が多々ありまして、今回もその例に漏れなくて大幅な変更も生じております。そのために、災害復旧事業に関しましては300万円までの軽微な変更ということになっておりますけれども、その辺までは認められるということになっておりますので、今回私たちもその辺を活用させていただいて、増額もした上で現場の状況に合わせた施工をしているところでございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑はございませんか。14番 座間味栄純議員。

○ 14番 座間味栄純 建設課長にお尋ねしたいのですが、クカルビ農道の一带は大雨のたびに災害で崩れたりしているという現状があって、今後も災害で崩れる可能性がある。木の伐採とか、そういう事前の取組とか、計画とかはどうでしょうか。あるのかないのか。

○ 議長 具志堅 勉 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

今、座間味議員からご指摘のあったとおり、当該クカルビ農道、伊豆味地区におきましては、ほとんどの農道・林道におきまして災害が起こる可能性が高い地区ということを私たちは認識しておりまして、当該クカルビ農道は本当に雨が降るたびに心配するような農道でもあります。今後起こり得るような箇所というところも確かに存在します。そういうところは私たちとしましても、道路管理の観点からできるだけ台風前までには、倒木のおそれがある木が見つかった場合、対応するように今取り組んでいるところでございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 町長。

○ 町長 平良武康 座間味議員、伊豆味のほうでは今年は特殊な気がいたしますけれども、台風でもないのに突然木が倒れて道に覆い被さるというようなことが何件か起こっております。そういうものを鑑みて、これは大変なことだというようなことで危険性を感じております。ついては、再度道路の点検をして、そして木が覆い被さっているところについては伐採していこうということで、今その取組をやっているところでございます。ですので、我々が気づき得ないところでこの木は危ないというような部分がありましたら、また議員各位の皆さんからも情報をいただきながら、事前対策についてはしっかりやっていきたいと思っておりますので、今後ご協力をよろしくお願いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 14番 座間味栄純議員。

○ 14番 座間味栄純 今、町長から説明があったとおり、近年農道沿いに限らず、この間は伊豆味公民館の前の木も剪定してもらったのですが、ああいう感じで伸びすぎている木は、事前に

台風等で被害が出ない前に対策をするというのはとても大事かと思っていますので、地域の声を聞きながら対応できる範囲はやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ **議長 具志堅 勉** ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第10号の報告を終わります。

日程第5. 議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 渡久地 要** 議案第41号についてご説明いたします。

議案第41号 工事請負契約の締結について。満名橋整備工事（A2橋台躯体工）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的、満名橋整備工事（A2橋台躯体工）。2 契約の相手、本部町字伊野波598番地1、沖建合資会社、代表取締役、内間 明。3 契約金額 5,313万円。4 契約の方法、指名競争入札。令和7年10月29日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

当該工事は、字並里地内において現在行っております県道84号線から並里集落に係る満名橋の架け替えによる橋台の躯体工となっております。

次のページをお願いいたします。次のページからは資料を添付しておりますので、ご参照ください。資料といたしましては、請負契約概要、めくりまして入札結果報告書、さらにA3版の工事平面図、橋梁一般図を添付しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これから質疑を行います。質疑はございませんか。2番 松本一也議員。

○ **2番 松本一也** 少しお聞かせください。

私、6月定例会でも一般質問した内容となっておりますので、改めて質疑をさせてください。ページをめくって2枚目のところに議案第41号の資料で工期が100日ということになっております。下の図面には、満名橋のほうから伊野波の浜川に抜ける道路の工事となっていると思うのですが、当初計画の中では満名橋、橋梁ですね。これは最終工事で行うということになっておりまして、地域の要望などから前倒しで橋梁から先に工事を進めていくということで今回の補正となっているとは思いますが、改めて一般質問の後に地域住民の説明会も行ってもらいました。その中で地域住民も役場のほうで工事変更して、前倒しで橋梁を先に完成させるということであれば了解しますという住民の意見もありました。とても喜んでいるところであります。ありがとうございます。

工期のことですが、約3か月間なのですが、近年工期に係る延長が多々見られているかと実感しているところであります。説明会の中でも橋梁についての完成が来年8月ということで説明が

ありましたので、改めて工期のことを聞かせてください。今回図面を見ますと橋梁の部分、要は部落側ですね。県道側は既に完成している。その対岸の部落側の橋梁の工事になると思うのですが、その県道側の既に完成している橋梁についてもかなり時間がかかりました。これも理由があると思うのですが、この部分だけ理由を教えてください。

それと今回も橋梁の部分について、工期が100日取られているのですが、またそれが延びたりする可能性があるのか、改めて聞かせてください。

○ 議長 具志堅 勉 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

今、松本議員からご指摘があったとおり、県道側の橋台の部分の工期も延長になった経緯もあります。この原因としましては、基礎の土台となります杭工事に関しまして、一部固い地層が出てきまして、その工法の選定工法変更のために大分時間を要したという経緯が以前ありました。今回も現在基礎工を行っているところもありますけれども、あの部分でも実際出てきております。そのために私たちは、今回工期をなるべく短縮するために、本来ならば今やっている工事が全部終わって、その後に発注するというのが私たちが今までやっていた方法なのですが、現場の調整もしていただいて、現場が被らないように工期をラップさせて、重ねて発注を行っているというところでありまして。今回行う橋台の躯体の部分が、現場に入るまでに基礎が終わる見込みになっております。そのために準備工の期間をなるべく現場が空かないように、直接前の工事が終わったらすぐ入れるようにということで工期の短縮を図って、私たちは全体の橋梁の完成に向けて頑張っております。この躯体工の次の工事、橋面の上部工になるのですが、橋の上部になりますけれども、そちらも工場製作となる部品等、部材等がありますので、その辺も検討した上でさらにラップさせていけないかということも、工程の管理計画をしているところでございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 2番 松本一也議員。

○ 2番 松本一也 工期につきましては、幾つかの工程の中でできるだけ短縮できるように工夫をしているということではあるのですが、前回の県道側の躯体においても、不測の事態というのが起きて延長になっていると思うのですが、今回それも考えられるのかどうか、改めて……。その前にしっかりとボーリングなどをやって、それが無い形で進めているのかお聞かせください。

○ 議長 具志堅 勉 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 県道側のA1橋台のときは、確かに不測の事態ということになりました。私たちも初めて想定していない硬さというのが出てきまして、それで大幅に時間がかかったという経緯もあります。今回は前回の工事の事例がありますので、そういうものはないと私たちは踏んでおります。ボーリングの結果自体も確かに固い地盤というのは出てきておりますが、そこは前回やった工法の変更等も参考にしながら、工期延長が出ないように私たちは取り組んでいるところではありますけれども、これが確実に工期内に収まるかと言われれば、それはちょっと難しいところもありますが、私たちとしましては、前回みたいな大幅な工期の変更というもの

はもうないだろうと踏んで、今工事を進めようと考えております。

○ 議長 具志堅 勉 2番 松本一也議員。

○ 2番 松本一也 分かりました。住民説明会の中で期日も来年の8月までということでお約束もいただいておりますので、できるだけ早期に完成していただきたいと思っております。その質疑をするのも、前回話したとおり、地域、部落の内側のほうには交通弱者が多くいるものですから、この橋を渡ってコンビニのローソンまで日常生活物資を買いに行くという状況でありましたが、今はそれができない。迂回して歩いていけないといけないというのがありまして不便を強いられておりますので、ぜひ工期の進捗管理を行って進めていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第41号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第41号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第42号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 議案第42号についてご説明いたします。

議案第42号 工事請負契約の締結について。本部小学校橋梁整備工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的、本部小学校橋梁整備工事。2 契約の相手、本部町字東119番地、有限会社安護建設工業、代表取締役、安護宗成。3 契約金額 9,768万円。4 契約の方法、指名競争入札。令和7年10月29日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

当該工事は、字東地内において県道115号線から本部小学校への進入路となっております橋梁の架け替え工事となっております。

次のページをお願いいたします。次のページからは資料を添付しておりますので、ご参照ください。資料としましては、請負契約の概要、入札結果報告書及び工事平面図を添付しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 質疑をいたします。

まず平面図ですが、安全面の観点から何点が質疑をしたいのですが、既設の橋の撤去を終えた後、入り口もしっかり塞いでフェンスなり、設置するのかどうか。あと、新しく橋を架け替えるときに動線、入り口が変わりますから駐車場の駐車ラインというんですか、そこも変わるのかと思いますので、今後どのように考えているのか。今回の契約にそれも含まれているのかというのもお伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

まずフェンス等安全対策についてですが、施工に関しましては、新しい橋を架けた後に古い橋を撤去という順番で行きます。その際、新しい橋を架ける際にも安全対策として、現場のほうとしては児童もおりますので、車の往来、駐車場へ進入する車も多いですので、仮囲い等を検討しております。この仮囲いの位置等も今、議決がいただけましたら現場に入りまして検討することとなっております。動線に関しましては、新しい橋が架かって平面の現場が見えた形で再設置するということになっておりまして、駐車場の白線は当初設計のほうに入っております。舗装の復旧、引き直し等は、今回の当初設計の中に入っております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑はございませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 少し説明いただきたいのですが、今回のプレキャストボックスカルバートというのは、橋台も何もないので差し込むというか、それを入れるという感じだと思うのですが、それは駐車場で造成というか置くのか、それともその工事のときに持ってくるのか。工法というか、どういう日程でこのボックスカルバートを設置するのかというのを説明していただけますか。

○ 議長 具志堅 勉 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

まず、工法に関しまして、なぜボックスカルバートを採用したかといいますと、児童生徒も多いと。頻繁に使われる場所でもあるということも考慮して、現場打ちの橋梁ではなくて、二次製品の工場製作のボックスカルバートを工場で作って現場に据えつけるというふうになれば、工期の短縮が図られるということを私たちは検討いたしまして、ボックスカルバートを採用いたしました。今言ったように、現場でボックスカルバートを製作するのではなくて、工場で作ったものを運んできて据えつけるという考えになりますので、なるべく作業ヤードも小さくできるように検討した上で、今回の工法を選定しております。

○ 議長 具志堅 勉 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 工期が150日も取られているのですが、その程度かかるのか。150日というのは繰越しになるかと思うのですが、その程度かかると見ているのか。

○ 議長 具志堅 勉 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

工期150日というのは、工場の製作時間等も考慮して、さらに工場で製作している間に現場作業も入れるということもありますので、なるべく工期を短縮した上で150日ということを設定しております。工期が延びるかというのは、実際現場に入ったときに、例えば今回ボックスカルバートの底面、ボックスカルバートを置く部分ですね。河床の部分になるのですが、そちらは置き換え、今ある地盤を掘って、そこに良質な支持する層の土を置き換えてやるということもありますので、さらに載荷試験といってボックスカルバートが本当に支えるか、現場で確認するテストもありますので、その辺を考慮した上で、もしそれで支えられませんか、置き換えがもっと必要となる可能性もないとは言えないところなので、その辺で工期が延びる可能性もあります。私たちとしては、なるべく詰められるところは詰めて、なるべく児童、保護者の皆さんにも迷惑がかからないように工期を設定しているところでございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 分かりました。本部小学校に架かる橋は、例えば災害であったり、何かあったときにはそこを通らないといけないという大事な橋になっていますので、しっかりいい工事をしてもらいながら、先ほど山川議員からもあったとおり、安全などを考慮していただきながら、いい橋を造っていただきたいと思います。しっかりと、できましたら早急にできるようにお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第42号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第42号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第43号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 それでは、議案第43号についてご説明いたします。

議案第43号 工事請負契約の締結について。本部港（渡久地地区）屋根施設建設工事（建築）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的、本部港（渡久地地区）屋根施設建設工事（建築）。2 契約の相手、本部町字東467番地9、（有）全勝組・（株）瀬底産業特定建設工事共同企業体、代表者、（有）全勝

組、代表取締役、島袋一郎。3 契約金額 2億3,870万円。4 契約の方法、指名競争入札。令和7年10月29日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページをご覧ください。次のページは、本部港（渡久地地区）屋根施設建設工事（建築）の請負契約の概要となっております。工期は150日です。指名業者は、（有）安護建設工業・（有）大都建設特定建設工事共同事業体から（株）渡久地組・（有）良三組特定建設工事共同事業体の5企業体となっております。3の工事概要につきましては、屋根施設鉄骨造となっております。平屋建ての面積が1,040.40平方メートルとなっております。工種については、下に書かれているとおりでございます。

次のページをおめくりください。次のページは入札結果報告書となっております。

もう1ページ、おめくりください。次のページが平面図となっております。今回の事業につきましては、渡久地港の北岸に当たります。右上の図面、製氷・荷捌き施設の左のほうに屋根施設を整備するものとなっております。

次のページをご覧ください。次のページが荷捌き場所と、左のほうに倉庫が15か所造られる構造となっております。

次のページにつきましては、断面図となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 屋根施設ということでありまして、かなり大型工事発注案件だと思えますが、質疑の内容が4つほどありますが、現在そこで事業をしている企業の業務に支障がないような方法や工期というのを、その企業の皆さんとしっかり相談して進めていくことができるのか、ひとつ伺います。

そして、そこが完成した後利用できる人はどのような人なのか。漁業組合の人だけなのか。組合に入っていない遊漁船の皆さんも使えるのか。また、そのほか遊漁船もしていないが、レジャーで港を使っている皆さんで使うことができるのか。これが2つ目。

そして3つ目が、その15か所ある倉庫を、どのような方法において利用する人を選定するのか。その次、利用者が決まった場合にその利用料金が発生するのか。

最後に、利用料金等が決まり、利用者が決まった後、その管理体制をどうするのかということでもあります。とてもいい施設を造ると感じておりますので、今後しっかりした取り決めをしないと、利用者やその周囲の皆さんが困ってくるのではないかと思つての質疑です。お願いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

議員から4点の質疑がありました。まず、現在その場所を活用している事業者の皆様には迷惑がかからないように、相談して工期は設定できるかという質疑に対してであります、それはしつ

かり説明をして、今現在活用されている方の事業に支障がないようにやっていきたいと考えております。これは調整していきます。

2点目の利用できる方についてであります。この場所については港湾施設になっておりますので、ただ、事業としては水産関係で打っておりますので、町といたしましても、漁業者も遊漁船の方もダイビングの方も荷捌き施設のほうは使えるような形で、広く利用できるような形で考えております。

あと3点目の、今回15か所倉庫を整備いたしますが、その利用者の選定方法についてでございますが、今回この施設につきましては、完成しましたら漁業組合に指定管理を委託する予定であります。その指定管理の中で利用者を募ってやっていくという形で、事業としましては水産の事業が目的になっておりますので、そういう方が優先にはなるとは思いますが、相談しながらやっていく形になります。

最期の4点目の、利用者が決まった場合の利用料の徴収の方法とか、あと管理体制についての質疑がありましたが、利用料については、倉庫につきましては電気がつきますので、電気料金が発生します。この電気料金につきましては、年額幾らという形で調整して徴収していくような形で考えております。その管理につきましては、指定管理者のほうで管理をしてしっかりやっていくということで、今進めているところであります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 おおよそ調整ができるということでの回答でした。その中で水産事業の取組として整備するということでもあります。しかし、港全体が漁港指定ではないかと思えます。一部のその取扱いということになっているかと思えます。港湾施設でありまして、漁港以外の港湾については何人も使用ができるというような港湾法があるかと思えます。その法の範囲の中に造られる施設であるわけですから、港湾法に載っている何人でも使用ができるということについて、水産業の方が多く利用するのはとてもいいことだと思いますが、その法律の中の何人でも使用ができるという中において、水産業以外の皆さん、漁業組合に入っていない皆さん以外、遊漁以外の方、港を使わせてもらっている、週末にレジャー、趣味で行くような皆さんも一部使えることができるのか聞きたいと思えます。その管理体制、今後仕組みをつくってやっていくという回答でありましたが、その平等性についてどのような考えを持っているか聞きたいです。これが1つ目。

2つ目ですが、電気は使用できるということでありました。荷捌きというのは、恐らく船から揚がってきたものを、そこで氷をどかしたり、魚を入れ替えたりするかと思えます。そこについて、通常電気が使えれば水道も使えるのかという思いもありますが、その施設の中で水道が使えるのか。その中には漁業組合が管理している水道はありますけれども、その水道については漁業組合に入っていない皆さんは使用できないという現状があったりします。ですので、漁業組合に入っていない遊漁の皆さんがその水道を使わせてもらえるようになるのかということ。そこを造る前にしっかり整備をしていかないと、現場で利用する皆さんが水が使えないという

困ったことにならないように、そこら辺、水の利用についてももしっかり指導をしていくのか。そこら辺をお願いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 1番 島袋 恵議員にご説明いたします。

まず、1点目の港湾施設の利用につきましてですが、荷捌きの場につきましては広く皆さんが使う場所でありますので、どなたでも使えるような形です。主に港湾を使う方、そういう方が使えるようにするという事を考えています。また、倉庫につきましては契約という形になりますので、それぞれ指定管理者のほうでどなたが使うということで決めて、倉庫については使っていく。荷捌き施設については、広く港湾を使う方で使っていくという認識であります。

2点目の電気料についてですが、水道料も出てくるのではないかという話がありましたので、そういう点につきましては、今後想定できるような課題を整理しながら、うまく利活用できるように進めていきたいと思っています。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 みんなで広く利用できるようにということでありました。

今、電気料と水道料という話でありましたが、私が申していますのは、料金を払うということは当たり前のことでありますけれども、その水道は使えるようになるのか。漁業組合に加入していない皆さんにもしっかり使わせていただくように、助言、相談をするように促すことを漁業組合の方と相談できるのかということですので、これももう一度回答をお願いします。

そして、15か所あります倉庫について、広くどなたでも使えるというような回答でありました。そこで先ほど私が質疑したように、漁業組合に入っていない、遊漁船の登録もされていない、港湾施設は何人でも使用、利用できるという平等なことにおいて、現在港を使用している漁業組合、遊漁船の登録をしていない皆さんにも、その幾つかの部屋を開放できるのか。そこを聞きたいです。お願いします。

○ 議長 具志堅 勉 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

まず、1点目の水道料についてでございますが、現在この施設を造った後に、どういう方々がどれだけの量を利用するかという試算がまだできておりません。そういうものを現場のほうとも話ししながら、どれだけの需要があるのか、どれだけの水の量がかかるのかとか、そういうものも調査した上で、どのような形で持っていったほうがいいのかというのを検討していきたいと思っております。

あと、倉庫の使用についてであります。事業の目的、そういうものもありますので、どなたでも使えることは基本ではありますが、優先順位を定めて、そういう方々でも仮に借りる人がいなかった場合に、また広く公募するとか、そういう形の選定になると考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 休憩します。

休 憩 (午前10時51分)

再開します。

再 開 (午前10時53分)

農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** 引き続き説明いたします。

水道につきましては、この屋根施設に2か所水道がつきます。そこで洗い物をするとか、手を洗うとか、そういうことについては問題はありません。水は使えます。それは大丈夫です。

先ほどの利用につきましては、その場所については港湾施設であります。この事業のために町が使うということで県から使用許可を取っておりますので、港湾施設であるけど、この場所はこういう目的で使えます。そういうのがありますから、水産業を優先的に考えてやっていくという方針になります。以上です。

○ **議長 具志堅 勉** ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第43号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第43号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第44号 動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 安里孝夫** 議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号 動産の買入れ契約の締結について。スチームコンベクションオープン等購入において、次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的、スチームコンベクションオープン等購入。2 契約の相手、住所、沖縄県那覇市久米1丁目16番10号、会社名、株式会社第一機行、代表者名、代表取締役、大城政敏。3 契約金額 990万円。4 契約の方法、指名競争入札。令和7年10月29日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由でございます。

次の1ページをお願いします。今回のスチームコンベクションオープン等購入事業の概要となっております。

次の2ページのほうは、入札結果報告書となっております。

3ページが、今回導入する備品の内容となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑はございませんか。12番 仲宗根須磨子議員。

○ 12番 仲宗根須磨子 スチームコンベクションオープンについてお聞きいたします。これは児童生徒にとってもとても喜ばしい機械の導入だと考えております。均一においしく時短でできるというこのオープン、とても画期的だと思います。ですから、この導入に関しては大いに賛成ですけれども、1台ということなのですが、町内の全児童生徒のメニューの1品をこの1台で賄えるのか。足りるのかどうか、1台でいいのかどうかお伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 説明いたします。

現在使っているスチームコンベクションオープンの後継機となっております、現在使っているオープンが1台で足りておりますので、今回導入する機器も1台で対応可能と考えております。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第44号 動産の買入れ契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって議案第44号 動産の買入れ契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和7年第8回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定いたしました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第8回本部町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 (午前11時00分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 具志堅 勉

本部町議会議員 小橋川 健

本部町議会議員 長 濱 功